

- 一、二年二回、定期果給セラレタシ (但シ最低十歳以上) 昭和五年三月二回ヲ(四改正)
- 一、脱衣場ハ手代並ニサレタシ (手代ハ設備アリ)
- 一、出勤並ニ退出時間ハ手代並ニサレタシ
- 一、(手代ハ午前八時二十五分迄入ル) 時間前退出者右方時四十分ヲ其ノ三十(金後)
- 一、浴後備名集在當中、日給金額支給サレタシ
- 一、(軍隊ヲ支給ヲ受クル其ノ差額ヲ従来共支給シ居レリ)
- 一、退職手當制度ヲ改正公表サレタシ (退手制度外ニ救護金ノ制アリ)
- 一、勤続満五ヶ年以上ノモノハ月給ニサレタシ
- 一、休職ヲ手代並ニサレタシ
- 一、(手代ハ二ヶ月皆勤者ニ一日、三日ノ公休ノ外)
- 一、(勤夜勤務ニ対シテ十割増加サレタシ (従来八割日休ミ)
- 一、(夜間手當ハ時間割ニサレタシ (従来ハ毎時十割)
- 一、(急病者並ニ急病ノ場合ハ手代並ニサレタシ)
- 一、(手代ハ父母七日又或二日、雇人父母五日又或二日)
- 一、(特殊勤務者ニ對シテハ特別手當ヲ支給サレタシ)
- 一、(エレハ一ターニ月、外ハ出ルモノ五円、社入部モ二円ナルニ現在ナシ)
- 一、(健康保障ニ加入サセラレタシ 保険料金ハ会社負担サレタシ (十シ)
- 一、(期末賞金ハ手代並ニサレタシ)
- 一、(三月九日ニ手代ヨリ(四割減)
- 一、(精勤手當ハ二月支給セラレタシ)
- 一、(昭和五年三月ハ皆勤者ニ二月、一日休職者三十五分減、日曜祭日休職者七十分減)

別記(三)

覺者 考

株式会社上野松坂屋株式会社備員ノ嘆願事項ニ関シテ上野警察署ニ於テ同署々員並ニ警視廳労働課員ハ調停ニ依リ左記ノ通り円満解決シタルニ依リ覺者ニ通フ作成各處通覧所持ス

記

一、賃銀一割値上ヲ五月一日付ヲ以テ實施ス

二、年功加俸

勤続満五ヶ年以上ニ達シタルモノニ對シテハ年功加俸トシテ月額金貳円五十銭ヲ支給ス 但シ後一年ヲ経ル毎ニ金五十分宛ヲ加給シ月額金五円ヲ以テ止ム (半期毎ニ査衡)

但シ一年ヲ通シ三十日以上ノ欠勤アルモノニ對シテハ其期ノ果給ヲ止ム

註 現在滿五ヶ年以上勤務シ年功加俸受キ者ニ對シテハ此ノ際一年ノ金

三、脱衣場設備ハ増築後ニ於テ考慮スルコト

四、手台備品集在ノ場合ハ日給金額ヲ支給ス

但シ官ヲ受クル俸給ノ金額ハ尚現役在當中ハ月額金八円也ヲ支給ス